

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

| 正式名称 | 略称 |
|-----------------------|-----------|
| 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律 | 金融再生法 |
| 預金等受入金融機関に係る検査マニュアル | 金融検査マニュアル |

| No. | 項目 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---|--|--|
| 1 | 主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅰ－１ 金融検査・監督に関する基本的な考え方 | 金融検査マニュアルの廃止に伴い、主要行にあっては「主要行等向けの総合的な監督指針」が改正されるが、同検査マニュアルの内容にもとづき規程等を策定し、業務態勢を整備しているため、これまで積み上げてきた現行実務が否定されるものではないとの理解で良いか。 | 貴見のとおりです。 これまでに定着してきた実務を否定するものではなく、金融機関が現状の実務を出発点に、より良い実務に向けた創意工夫を進めやくするものです。 |
| 2 | 主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅱ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方 (４) 複数の業態を含む金融グループのリスク管理 | 金融コングロマリット監督指針Ⅱ-1-(4)＜グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢＞において、①～④の態勢整備が図られていることを前提に、内部管理に関する業務をグループ内経営管理会社又は他のグループ内会社と共通の役職員によって行わせることができると規定されていた。 金融コングロマリット監督指針廃止後においても、上記の兼職態勢についての考え方は不変であり、現行実務は否定されないとの理解で良いか。 | 貴見のとおり、現行の実務が否定されるものではありません。 |
| 3 | 主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ－３－２－４－４ 再生法開示債権の開示区分 注釈 | 「再生法開示債権の開示区分」の注釈に記載のある債権の定義は、金融再生法施行規則に定められている「再生法開示債権」とは異なる科目が記載されているため、金融再生法施行規則第４条の定義に則し修正いただきたい。 なお、今般の改正案にて明確化していただいている「仮払金」については、修正後においても、現状の改正案と同様に、「貸出金に準ずる仮払金（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）」との表記を継続いただき、解釈の明確化を図っていただきたい。 | ご指摘を踏まえ、主要行等向けの総合的な監督指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針及び保険会社向けの総合的な監督指針を修正いたしました。 |
| 4 | 主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ－３－６ 事務リスク Ⅲ－３－１０ 海外業務管理 | 人事ローテーションや職場離脱のルールへの取り扱いについては、例えば別の方法で事故防止を図れば、各行の判断で良いという理解で良いか。 | 貴見のとおりです。 |
| 5 | 主要行等向けの総合的な監督指針 債権分類の扱い（担保の定義） | 金融検査マニュアルが廃止されても、債権の分類（Ⅰ～Ⅳ分類）は引き続き必要だというのが御庁の見解だと理解している。債権の分類を行うためには、債務者区分と保全状況が必要であり、債務者区分の定義は「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（案）（ディスカッションペーパー案）の別紙に記載があるものの、担保の優良・一般の区別や処分可能見込み額の定義については、ディスカッションペーパー案にも監督指針（案）にも記載はないが、現行実務は否定されないとの理解で良いか。 | 今後も、金融機関が合理的と考える基準を使用していただくこととなります。 なお、貴見のとおり、現行の実務が否定されるものではありません。 |

| No. | 項目 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--|---|---|
| 6 | 主要行等向けの総合的な監督指針 債権分類の扱い（簡易な基準による分類） | 住宅ローンなどの個人向けの定型ローンや中小事業者向けの小口定型ローン等の貸出金については、延滞状況等の簡易な基準により分類・償却引当を行うことができる旨、金融検査マニュアルに記載されている。金融検査マニュアル廃止によって現行実務は否定されないとの見解をいただいているが、この点についても同様の理解で良いか。 | 貴見のとおり、現行の実務が否定されるものではありません。 |
| 7 | 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 旧Ⅰ－２ 監督部局の役割と監督事務の基本的考え方 Ⅰ－２－１ 監督部局の役割 | オン・オフ一体を前提に、監督部局と検査部局との連携についての記載は削除されたと理解。ただし、オン・オフの担当者、或いは専門分野の担当者とモニタリングの担い手は様々であると理解している。被モニタリング金融機関としては、当局対応のためのモニタリングコストが相応にかかっているため、それらの担い手の連携がどうなるのか明確にしていきたい。 | モニタリングの実施にあたっては、モニタリングの担い手の間で事前に十分協議・調整を行うとともに、モニタリングの成果等を適時に共有し、モニタリングの効率的な実施や金融機関に対する過重な負担を軽減するよう配慮することとしております。 |
| 8 | 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方 (3) 効率的・効果的な監督事務の確保 | 「銀行の規模や特性を十分に踏まえ」は旧検査マニュアルにも多数記載があった。新しい監督指針においても、銀行の規模や特性を十分に踏まえるうえで、組織体制上の具体的な対応策があればご教示願いたい。 | 金融機関の規模・特性を踏まえるに止まらず、外部からの情報の分析により、各金融機関の課題や特性、金融機関を巡る環境変化による影響を把握し、把握した各金融機関の個別具体的状況に加え、各手法における実態把握に係る有効性や金融機関における負担の程度、問題の緊急性等の観点も十分に踏まえてモニタリング手法を使い分けることとしております。 |
| 9 | 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅲ－１－２ 検査・監督事務の具体的手法 (1) オン・オフ一体の継続的かつ重点的なモニタリング (2) 具体的手法 ②各行の詳細な実態把握 二. 法第 25 条に基づく立入検査 | 本項において、検査は「足下の健全性・適切性等に課題がある場合に実施する」と限定的な記載があるが、「課題がある以外の場合には検査は行わない」という趣旨の記載か。仮に、そうした趣旨の場合には、立入検査自体が風評を招く恐れがあるのではないか。 | 立入検査が、実態把握のために最も効果的かつ効率的な手法として必要と認められる場合には、法第 25 条に基づく立入検査を実施することとしており、必要と認められる場合の例示として、足下の健全性・適切性等について検証が必要と判断された場合を記載しております。 |
| 10 | 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 旧Ⅲ－１－１－２ 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール | 従来、主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュールの目途やヒアリング内容等が示されていたが、今般、当該項目については削除となっている。 従来、一定程度の時期の目安等が示されることで、金融機関として、有効なヒアリング対応に向けた相応の準備等も可 | モニタリングについては、金融機関の負担感にも配慮しながら、オン・オフ一体で、継続的かつ重点的に実施することとしています。 実施にあたっては、事前分析を交え、各社ごとの実態を踏まえて機動的に実施していくため、スケジ |

| No. | 項目 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--|---|---|
| | | <p>能であったと考えている。今後、オフサイト・モニタリングについて、どの程度の頻度、実施時期等をイメージされているのか、ご教示願いたい。</p> <p>また、今後のモニタリング実施にあたっては、予見可能性を高めていただくとともに、納得感のあるモニタリングをご配慮いただきたい。</p> | <p>ルールを固定することは適当でないと考えていますが、ヒアリング対応への準備の時間や納得感あるモニタリングに関するご要望については、貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 11 | <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅲ-4-9-4-3 リスク管理債権額の開示 Ⅲ-4-9-4-4 再生法開示債権の開示区分</p> | <p>今般の改正案は、金融検査マニュアルの別表や別冊（中小企業融資編）の廃止に伴い、これらに盛り込まれている金融再生法開示債権の定義規定等を監督指針へ移設したものであることから、本改正に伴い貸出条件緩和債権や金融再生法開示債権に関する解釈や実務上の取扱い等に変更が生じるものではないとの理解で良いか。</p> <p>例えば、金融検査マニュアルの別表や中小企業融資編に記載されている以下の事項は、今般の監督指針の改正案には盛り込まれていないが、これらが廃止された後も、引き続き同様の解釈に基づき取扱えばよいとの理解で良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸出条件緩和債権の基準金利の検証に関する中小企業の特性を踏まえた留意事項のうち、「代表者等が企業の保証人となっておらず、かつ個人資産を提供していない場合の取扱い」（中小企業融資編 5.（1）イ＜P. 10＞） ○ （債権の区分における）「親会社等の支援見込み等の勘案」、「制度資金を踏まえた区分」（別表1 1.（3）＜P. 3～4＞） ○ 「代表者等」、「企業の実態的な財務内容」、「代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容等」、「企業の技術力、販売力、成長性」、「貸出条件及びその履行状況」の解釈（中小企業融資編 1.、2.、4. ＜P. 4～5、8～9＞） | <p>貴見のとおりです。</p> |
| 12 | <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅰ-3 中小・地域金融機関向け監督指針の位置付け 「検査・監督基本方針」等との関係にかかわる記述について</p> | <p>検査・監督基本方針の策定と金融検査マニュアルの廃止について整理されているが、その趣旨・位置付けを踏まえると、P2、P18、P19、「検査・監督基本方針」や分野別の「考え方と進め方」の記述は「(参考)」ではなく「(参照)」と明確に監督指針と基本方針等がリンクしていることが分かる記載にすべきではないか。</p> <p>「(参考)」として参考資料を紹介する記述は監督指針の随所に存在するが、検査・監督基本方針や分野別の「考え方と</p> | <p>「検査・監督基本方針」等については、監督指針の基本的考え方等について見直しを行うにあたり手掛かりとしているものであり、「(参考)」のままとさせていただきます。</p> |

| No. | 項目 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--|--|---|
| | | 進め方」はその他の参考紹介資料とは全く性質が異なるものであることから、「(参考)」という位置付けを曖昧にする表現は避けるべきであると考えられる。 | |
| 13 | 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅰ－１ 金融検査・監督に関する基本的考え方 当局が把握した課題等の情報還元について | 改正案では実態把握や対話等によるオン・オフ一体のモニタリングを通して金融機関の「規模・特性・課題」等について把握するとされているが、当局が把握した内容については当該金融機関に対しても文書等にて情報還元をしていただきたい。 特に金融機関の「規模・特性・課題」については、金融機関の自己認識と実態のズレ、或いは金融機関と当局との間で認識に齟齬が生じることも考えられ、互いの認識を一致させるためにも、当局の把握した「金融機関の特性・課題等」について金融機関と情報共有することは非常に有意義であると考えられる。 | モニタリングにおいて把握した課題、収集した情報等については、改善策の策定・実行についての金融機関との深度ある対話の実施、金融機関による主体的な創意工夫の発揮等に資するよう、適時適切な方法により金融機関に還元することとしております。 |
| 14 | 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－１－３ 監督手法 (1) オフサイト・モニタリング ③ 内部監査ヒアリング等 | 「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」を踏まえ、詳細かつ徹底したヒアリングの実施をしていただきたい。 | 貴重なご意見として承ります。 |
| 15 | 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－３－３ 事務リスク Ⅱ－３－３－１ 意義 | 「役職員の人事管理を含む」は、Ⅱ－３－３－２ 主な着眼点(4) 人事管理に当たっては、以下、省略。も織り込んでいるのですか。また、不正防止については、役職員の誰もが対象と考えて良いのですか。 | 貴見のとおりです。 |
| 16 | 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－５－２－１ 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮 | 「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕2. 検証ポイント」が削除となっていますが、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に記載されている事例はどうなるのですか。改めて、「事例集」と策定されるのですか。各金融機関に対して、さらに金融仲介機能の発揮を促すためには、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の事例」は大いに参考になりますので、バージョンアップしたものを策定していただければ幸いです。 | 金融庁では、例えば、令和元年8月に公表した『金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート』で、「地域金融機関営業店の優良事例」や「新たなビジネスモデルに関する先進的な取組事例」を紹介するなど、金融仲介機能の発揮を促すために有用な情報や事例等の発信に努めており、今後も積極的に発信してまいります。 |
| 17 | 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅲ－１－２ 検査・監督事務の具体的手法 | 従前行われていた「確認表(二段表)」で担当の部課長クラスに対して、指摘事項と事実確認を行うのですか。また、金融検査マニュアルの確認検査用チェックリストのとおり、個別の問題点、管理者による内部管理態勢の整備・確立状況お | 法第25条に基づく立入検査を行う際、経営上重要な問題は何で、その根本的な原因は何かを常に念頭に置き、経営陣と議論を行います。更に正確な実態把握を行い、収集した事実・実態に基づき、経営 |

| No. | 項目 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---|---|--|
| | (2) 具体的手法 ② 各行の詳細な実態把握 二. 法第 25 条に基づく立入検査 | よび経営陣による内部管理態勢の整備・確立状況の順でボトムアップで行うのですか。従前のやり方では経営陣と突っ込んだ実りある議論を交わすことはできないと思われます。経営陣が逃げ場のないようにしていただくのと、経営陣自ら無能な経営者であることを自覚させるためにも、経営陣が前面に出て議論を戦わす状況を作っていただきたい。 | 陣と議論を行うことで、安易な結論ではなく金融機関の経営や金融行政上重要な課題について根幹に根差した議論を行うよう心掛けることとしております。 |
| 18 | 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅲ-4-9-4-3 リスク管理債権額の開示 (2) 開示区分 ③ 貸出条件緩和債権 | 金融庁ホームページ上に掲載されている「貸出条件緩和債権関係 Q & A」に則り、判定すれば良いのですか。例えば、当該貸出条件緩和債権を判断するための「貸出条件緩和債権判定ワークシート」などの判定資料は必ず残しておかなければいけませんか。 | これまでに定着してきた実務を否定するものではありません。貸出条件緩和債権の判定についても、今後、現状の実務を出発点に、各金融機関においてより良い実務に向けた創意工夫を進めることが期待されます。 |
| 19 | 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅲ-4-9-6 監督手法・対応 (2) | リスク管理債権・再生法に基づく開示債権については、～以下、省略。においては、銀行の自己査定がある程度、自金融機関に委ねられているとしても、以前と変わらず、自己査定結果の正確性を確保することは変わらないと考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 20 | 保険会社向けの総合的な監督指針 Ⅱ-4-2-1 適正な保険募集管理態勢の確立 (4) ② 特定保険募集人等の管理・指導について | 改正案は(ア)～(ウ)の例示となるが、例示形式にした理由、及び現行規定と例示の場合で検査監督上の判断や取扱いで異なる点があれば教示いただきたい。 | 現行の規定は、保険会社・募集人等の「行為」について箇条書きで複数の基準を示し、結果として具体的な行為を特定していました。当該改正は、これをプリンシプルの形へ書き換えることで、保険会社が現状の実務を出発点に、より良い実務に向けた創意工夫を進めやすくするためのものであり、保険募集管理態勢の高度化に資するものと考えております。 なお、これまでに定着してきた実務を否定するものではありません。 |
| 21 | 保険会社向けの総合的な監督指針 Ⅱ-4-2-1 適正な保険募集管理態勢の確立 (4) ② 特定保険募集人等の管理・指導について | ア。(ア)「特定保険募集人等の挙績状況、保険契約の継続状況等の常時把握可能な管理を行う。その際、保険会社の役員が実質的な保険募集を行い、その保険契約を保険代理店の扱いとする等の行為又は特定保険募集人等の間での成績を付け替える等の行為は、重要事項説明等の募集時の説明が不十分となるなどの不適切な保険募集につながるおそれがあることから、こうした行為が行われないように特に留意する。」 上記、改正案の部分については、「保険代理店又は特定保険募集人の自立的かつ健全な業務運営を阻害する」観点からも | 引き続き留意すべき観点と考えております。 当該改正は、保険会社が現状の実務を出発点に、より良い実務に向けた創意工夫を進めやすくするためのものであり、保険募集管理態勢の高度化に資するものと考えております。 なお、これまでに定着してきた実務を否定するものではありません。 |

| No. | 項目 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--|---|---|
| | | 引続き留意しなければならない事項と考えるがどうか。 | |
| 22 | <p>保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(3) 法第294条の2関係(意向の把握、確認義務)</p> | <p>「(3)の①」は、現行規定は限定的な記述(「以下のアからカ又はこれと同等の方法を用いているか」)であるが、改正案は例示(注書き含む)かつ非限定的な記述(「考えられる」となっている。今回の改正で例示かつ非限定的な記述にした理由、及び現行規定と例示(含む注書き)の場合で法294条の2の解釈並びに検査監督上の判断や取扱いで異なる点があれば教示いただきたい。</p> <p>現行規定「イ」「ウ」「エ」は、改正案の例示「ア～ウ」(含む注書き)におおよその内容が盛り込まれているとの理解で良いか。</p> <p>現行規定「エ」は改正案では例示「ウ」として記述される。その内容において、現行規定「エ」は「上記アからウの場合においては、」とあるように適用範囲が限定されているが、改正案「ウ」は当該限定をしない理由を教えていただきたい。また、現行規定「エ」と改正案「ウ」の両規定間で法294条の2の解釈並びに検査監督上の判断や取扱いで異なる点があれば教示いただきたい。</p> | <p>現行の規定は、保険会社・募集人等の「行為」について箇条書きで複数の基準を示し、結果として具体的な行為を特定していました。当該改正は、これをプリンスプルの形へ書き換えることで、保険会社が現状の実務を出発点に、より良い実務に向けた創意工夫を進めやすくするためのものであり、保険募集管理態勢の高度化に資するものと考えております。</p> <p>なお、これまでに定着してきた実務を否定するものではありません。</p> <p>現行規定「エ」の「上記アからウの場合においては、」との記載については、改正前は、意向把握・確認の方法を意向把握型(ア)、意向推定型(イ)、損保型(ウ)に分けて記載していたが、改正後は、法令に規定されている方法を柱書きに記載した上で、それぞれの内容を留意する点として、(注)にまとめ、それに伴い表現の修正を行ったものです。</p> |
| 23 | <p>保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-1-2 検査・監督実務の具体的手法</p> <p>(1) オン・オフ一体の継続的かつ重点的なモニタリング</p> | <p>現行のモニタリングについては、オフサイトを基本とした指針となっていたものが、「オン・オフ一体」との指針となり、各社の特性・課題の把握を目指すものと理解する。各手法における位置づけを明確にするとともに、金融機関側に発生する負担についても十分に配慮いただきたい。</p> | <p>モニタリング手法の使い分けにあたっては、各社の個別具体的な状況に加え、各手法における実態把握に係る有効性、問題の緊急性等のほか、保険会社側の負担の程度も十分に踏まえて、適切に判断してまいります。</p> |
| 24 | <p>保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-1-2 検査・監督実務の具体的手法</p> <p>(2) 具体的手法</p> <p>③ 対話</p> | <p>改正案では「保険会社が安心して自らの立場の主張をできるよう努めつつ」とあり、これは心理的安全性の確保の観点からの記載であると理解したが、監督に加えて検査の局面についても心理的安全性の確保を前提とした実務が行われるのか確認したい。</p> | <p>当該項目については、検査・監督(オン・オフ)の具体的な手法について定めているものであり、検査においても、当然ながらこうした対話手法・考え方により実務を行ってまいります。</p> <p>検査においては、従前から「金融検査に関する基本指針」の中で、「双方向の議論」を重視する方針としてきましたが、引き続き、心理的安全性の確保にも留意しつつ、対話を行ってまいります。</p> |
| 25 | <p>信託会社等に関する総合的な監督指針</p> <p>1 基本的考え方</p> | <p>今般、「信託会社等に関する総合的な監督指針」が改正されるとともに、金融検査マニュアルは、別編である信託検査マニュアルを含め廃止される。信託兼営金融機関等においては、自己責任原則の下、金融検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細</p> | <p>貴見のとおりです。</p> <p>これまでに定着してきた実務を否定するものではなく、金融機関が現状の実務を出発点に、より良い実務に向けた創意工夫を進めやすくするものです。</p> |

| No. | 項目 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|----------------------|---|---|
| | | <p>な内部規程・業務細則を自主的に作成し、信託兼営金融機関等の業務の健全性と適切性の確保、委託者及び受益者の保護を図る業務態勢を整備している。このようなこれまで積み上げてきた現行実務が否定されるものではないとの理解で良いか。</p> | |
| 26 | 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 | <p>今般の一部改正には賛成です。とりわけ、「金融商品取引業者等に報告や資料提出等を求める場合には、監督上真に必要なものに限定するよう配慮する」ことが堅持されたうえで、「当該報告徴求が当局のどのような課題認識に基づくものなのか、金融商品取引業者等に対して丁寧に説明する」という視点が明文化されたことは、たいへん重要であると考えます。</p> <p>当局からの報告徴求に応じるにあたり、当該金融商品取引業者において一定の事務負担等が生じることは否めず、また規模や特性にもよるでしょうが、部門横断的な連携も必要になってくることかと思考いたします。法令上の根拠があることとはいえ、理由を含めて、報告徴求の背景について詳細にご説明いただいたほうが、当該金融商品取引業者内において、当該報告徴求に応じるための実務が円滑に進むことと思料いたします。</p> <p>以上のようなことから、「どのような課題認識に基づくものなのか」についてご説明いただく旨を明確に掲げていただくことは、当局による監督事務につき、当該金融商品取引業者がその協力をしやすくなるものとするためです。</p> | 貴重なご意見として承ります。 |
| 27 | (指針別紙)「立入検査の基本的手続」 | <p>立入検査の基本的手続においては、従前の立入検査手法を踏襲されると思われそうですが、予告を行う場合には、立入検査開始の概ね7営業日前となるのですか。あらかじめ、予告から立入検査開始までの期間など具体的に明示できるものは、立入検査の基本的手続に示していただくことはできないのですか。</p> | 立入検査の予告後、検査班及び被検査金融機関双方の準備が可能となる日を立入開始予定日としております。従って、立入検査開始前の特定の日に予告を行うと決めているものではございません。 |
| 28 | (指針別紙)「立入検査の基本的手続」 | <p>予告から立入検査開始までの間に事前資料等については、例えば、「検査提出資料」として金融庁のホームページ上にあらかじめ掲載されたほうが効率的・合理的ではないのでしょうか。</p> | 改正案における立入検査においては、金融機関から定型の資料を網羅的に徴求する予定はなく、事前にウェブサイト上に資料の例示をすることは困難です。ただし、金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、金融機関にとって過度な負担とならな |

| No. | 項目 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------------|---|---|
| | | | いよう、検査・監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮することとしております。 |
| 29 | (指針別紙)「立入検査の基本的手続」 | 予告から数日後にプレヒアリングを行っていたと記憶しています。当時は経営陣へは形式的なヒアリングを午前中に行い、午後から部課長クラスが自己査定基準などを検査官に対して説明を行っていました。私自身は資産査定管理部門の課長として8年4カ月の間、4回の金融庁検査で実体験してきました。中には、財務局OBの資金運用担当の役員から、自己査定基準のヒアリング後関係がないから時間が勿体ないと言われ、愕然したこともありました。仮にプレヒアリングを行うなら、各担当の金融証券検査官がそれぞれの経営陣に対して直接ヒアリングを実施していただきたい。最近、勉強不足の経営陣が多いことから、どれだけ職務を管掌しているかどうか測ることができるのではないのでしょうか。 | 法第25条に基づく立入検査を行う際、経営上重要な問題は何で、その根本的な原因は何かを常に念頭に置き、経営陣と議論を行います。更に正確な実態把握を行い、収集した事実・実態に基づき、経営陣と議論を行うことで、安易な結論ではなく金融機関の経営や金融行政上重要な課題について根幹に根差した議論を行うよう心掛けることとしております。 |
| 30 | (指針別紙)「立入検査の基本的手続」 | 立入検査期間中のヒアリングも、部課長中心から、経営陣から主にヒアリングを行うよう要請します。当該役員が不在でも日常業務は遂行できます。むしろ、いないほうが円滑に業務運営できるのではないのでしょうか。 | 法第25条に基づく立入検査を行う際、経営上重要な問題は何で、その根本的な原因は何かを常に念頭に置き、経営陣と議論を行います。更に正確な実態把握を行い、収集した事実・実態に基づき、経営陣と議論を行うことで、安易な結論ではなく金融機関の経営や金融行政上重要な課題について根幹に根差した議論を行うよう心掛けることとしております。 |
| 31 | 金融検査事前資料等一覧について | 従前の金融検査では、当局が定めた「金融検査事前資料等一覧」に基づいて、検査資料の事前準備が可能であったが、今後も金融検査における「事前資料等一覧」は作成されるのか。従前より予告検査時の事前資料作成は金融機関にとって大きな事務負担となっており、当局が円滑な検査を実施する上でも事前に準備しておくべき資料の例示は必要であると考えられる。 | 改正案における立入検査においては、金融機関から定型の資料を網羅的に徴求する予定はなく、事前に資料の例示をすることは困難です。ただし、金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、金融機関にとって過度な負担とならないよう、検査・監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮することとしております。 |
| 32 | 廃止される金融検査マニュアルの継続掲載について | 金融検査マニュアル廃止後においても現行の金融検査マニュアル(Q&Aや中小企業編を含む)について、金融機関が過去の手法・基準を参考資料として活用できるよう、引き続き、過去のアーカイブとして金融庁HPに掲載をしていただきました。 | 金融検査マニュアルの廃止後におけるHP掲載等の取扱いについては、現在の実務を否定しないことや参考資料としての有用性等を踏まえて検討します。 |

| No. | 項目 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-----|---|---|
| | | <p>い。</p> <p>特に過去の事例集・運用例については、検査・監督基本方針等でも「現在の実務は否定しない」とされていることから、金融検査マニュアル廃止後においても参考資料としての有用性は否定されないものと考えられる。</p> | |
| 33 | その他 | <p>今回の主な改正内容として、「4. その他」の項目で、「コングロマリット監督指針の廃止に伴い、主要な着眼点を関連する業態別監督指針に追加」と記載があります。</p> <p>今後は、銀行、証券会社、保険会社等を子会社に持つ事実上の持株会社グループに当てはまる親会社については、各業態別監督指針に新たに記載された事項（銀行を子会社に持つ場合、『Ⅱ－1 検査・監督事務に係る基本的考え方（4）複数の業態を含む金融グループのリスク管理』に記載の事項）にて経営管理を遂行するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、各業態別監督指針以外に、事実上の持株会社グループが経営管理を遂行する上で実施すべき事項がありましたら、明示いただきますようお願いいたします。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> <p>また、現状、明示すべき事項は特段ございません。</p> |
| 34 | その他 | <p>立入検査期間中は、常勤役員はもちろん、非常勤役員についても十分なヒアリングを行っていただき、無能と思われる役員は一日でも早く退くよう仕向けていただきたい。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |